

福井市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づき受けた定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の効果が、骨髄移植等の医療行為により低下又は消失した者に対し、再度の予防接種（以下「再接種」という。）を受けるのに必要な費用を予算の範囲内において助成することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄移植等の医療行為により、当該医療行為前に受けた定期予防接種（以下この条において「医療行為前の定期予防接種」という。）による効果の低下又は消失が認められ、医師に再接種が必要と判断された者
- (2) 再接種を受ける日において市内に住所を有する者
- (3) 再接種を受ける日において20歳未満である者
- (4) 医療行為前の定期予防接種が、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）に基づくものであること。

(助成対象予防接種)

第3条 助成の対象となる予防接種は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に定められたA類疾病に係る予防接種であること。
- (2) 実施規則に基づき接種されたものであること。
- (3) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の9に規定する特定疾病に係る予防接種にあってはそれぞれ同条の規定による年齢に達するまでの間の接種であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、当該再接種に要した費用の額と、再接種を受けた日の属する年度において福井市と一般社団法人福井市医師会が締結した予防接種に係る委託契約に定める委託料の単価の額との、いずれか少ない額とする。

(助成対象認定の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第3条の規定により、再接種を受ける前に福井市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成対象者認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 福井市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成に関する意見書(様式第2号。以下「意見書」という。)

(2) 母子健康手帳等の再接種が必要となる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの

2 市長は、規則第4条及び第6条の規定により、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、福井市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成対象者認定通知書(様式第3号。以下「認定通知書」という。)又は福井市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成対象者不認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(再接種の実施)

第6条 認定通知書の交付を受けた者は、医療機関に認定通知書及び意見書の写しを提出の上、認定通知書による通知の日より1年以内に再接種を受けるものとし、当該再接種の費用の全額を医療機関に支払うものとする。

(助成金の請求等)

第7条 前条の規定により再接種を受けた者は、規則第11条及び第14条の既定により、再接種を受けた日の属する年度の末日までに、福井市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金交付申請書兼請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 再接種の費用の領収書及び明細書

(2) 再接種に係る予防接種名及び再接種を受けた日が記載された母子健康手帳又は予防接種済証

(3) 振込先金融機関口座が確認できる書類

2 市長は、規則第12条の規定により、前項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、助成金の額を確定したときは、福井市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金額確定通知書(様式第6号)により、請求をした者に通知するものとする。

(健康被害が生じた場合の取扱い)

第8条 この要綱による再接種は、再接種を受ける者の希望並びに医師の責任及び判断において行われる任意の予防接種であり、健康被害が生じた場合は、福井市は責任を負わない。

2 前項の健康被害の救済手続は、再接種を受けた者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、規則第15条及び第16条の規定により、助成金の交付を受けた者が偽りその他の不正な手段によって当該助成金の交付を受けたと認められるときは、第7条2項の確定を取り消すとともに、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた助成金については、同日後もなおその効力を有する。